

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会
《此花区》

■日 時：平成28年8月31日(水) 18:30～20:47

■場 所：此花区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事でございます。

前田此花区長でございます。

続きまして、事務局のほうをご紹介します。

手向副首都推進局長でございます。

本日の制度説明をさせていただきます、副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

そのほか事務局職員、後ろに控えておりますけれども、ご紹介のほうは省略させていただきますと存じます。

遅れましたが、私、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明の方をさせていただきますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向の方から本説明会の開催趣旨について申し上げさせていただきますと存じます。

(手向副首都推進局長)

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました副首都推進局長手向でございます。

本日は皆様ご多忙の中、本総合区・特別区に関します意見募集・説明会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今、司会からございましたように、後ほど吉村市長から本日の説明会を開催するに至った背景などについてご説明のほうございますが、私からは簡単に説明会開催の趣旨について説明させていただきます。

大阪府と大阪市におきましては、副首都大阪の実現に向けた取り組みとともに、それにふさわしい行政機構としてどのようなものが市民の方々、そして大阪の発展に一番ふさわしいのかということを府と市が一体となって取り組むため、本年の4月に府と市の共同の行政組織でございます副首都推進局というものが設置されております。そこで現在新たな大都市制度の検討を進めているところでございます。

この検討をより深めてまいりますため、総合区制度、特別区制度につきまして、市民の皆様のご意見をお伺いし、今後の制度設計の参考とさせていただきたいということで今回

開催させていただくことになったものでございます。

本日の意見募集・説明会は大阪市が行政として開催するものでございまして、制度案の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択する場といったものではございません。したがって、制度と関係のないご発言や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、この場ではご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、皆様から多くのご意見がお伺いできますよう、できるだけわかりやすい説明に努めてまいりたいと思いますので、本日はどうかよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、前田此花区長よりご挨拶を申し上げます。

(前田此花区長)

皆さん、こんばんは。此花区長の前田と申します。今日のご多忙のところこの説明会に多数ご出席いただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

それでは、区長として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

暑い暑いのは天神祭り、暑い暑いも川施餓鬼までという言葉がございまして。先日此花区の正蓮寺さんの川施餓鬼が終わりまして、それとともに少し秋を感じるような季節になってまいりました。9月になりますと此花区内は運動会真っ盛り、10月になりますと皆さんお楽しみの区民祭りが待っております。今、区の代表の方に集まっていたいて区民祭りの企画を立ててございまして。テーマだけ決まりました。元気、笑顔、地域の輪と、こういうこととございまして。私、4月に此花区長に着任いたしまして、今此花ずっと回っているんですけど、いいテーマやなと思いました。この夏祭り、あるいは盆踊り、地域の方が集まって皆さんの元気な姿、あるいは笑顔があふれて地域の方が一生懸命連携しながら準備とか運営に携わる、元気、笑顔、地域の輪というのは多分此花の皆さんがこのまちに持っておられる思いかなと感じてございまして。

8月はいいニュースもありましたよね。此花区の昇陽高校の1年生、伊藤美誠選手、リオオリンピックに出場して卓球女子団体、銅メダルを持って帰ってきてくれました。ありがとうございます。月曜日に会いますので伝えておきます。夢を持って努力すれば夢はかなうということを美誠さんが教えてくれました。此花の子供たちの励みになってくれればなと思ってございまして。

今日は此花の子供たち、あるいは皆さんのまちに対する思い、そういうことに対してこれからの区のあり方に対するテーマがきょうの説明会のテーマです。これから説明を聞いていただきまして、わからないところは質問いただいて、忌憚のない意見を頂戴できればと思っておりますので、最後までよろしく願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長のほうからご挨拶と大都市制度の改革の必要性についてご説明させていただいた後に、お手元の資料に沿いまして事務局のほうより説明させていただきます。ここまで約1時間程度ございます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問やご意見のほうを約1時間お時間設けますので、そこでお受けさせていただきたいと存じます。

なお、お手元のほうに意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見をご記入していただきますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、早速説明のほうに移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村です。

今日は松井知事もいらっしゃってます。ちょっと私代表して一言まずご挨拶させていただきたいと思います。

今日は非常にご多用の中、特別区・総合区の意見説明会・意見募集会に参加いただきまして本当にありがとうございます。制度の話って結構皆さんわかりにくいと思うんですね。なかなかわかりにくい話。例えば給食の話とか、あるいは高齢者の皆さんの福祉の話とか、そういったことは非常にわかりやすいんですけども、この制度ってちょっとわかりにくいんじゃないのというようなこの会に、こういった本当に多くの方が出席いただいたことにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回の説明会ですけれども、そうはいつでも非常に大事なことなんですね。ですので、この24区の区を回らせていただいて、皆さんからいろんなご意見をいただきたいなというふうに思ってます。というのは、いろんな政策をするにしても、最終的に実行していくのは役所になりますから、じゃ、役所がどうあるべきかという制度のあり方というのはまさに実行する装置になりますので、そういった意味では大阪の行政サービスとか大阪の将来のあり方とか、そういったことを進めていく上で非常に今回の説明会というのは大事な説明会であります。ですので、難しい話をどうやってわかりやすくするかというのもこれまた難しいんですけども、できるだけそういったことを心がけてやっていきたいなというふうに思ってます。

私のほうからは、まずスライドを使いまして大阪という大都市の課題、それから、なぜ制度の改革必要なの、別にそんなしなくてもいいんじゃないの、制度の改革何で必要なのということのご説明と、そしてその制度についての中身であります総合区と特別区と、漢字にしたら難しいが2つの制度がありますので、それをできるだけわかりやすく仕組みとか特徴というのをご説明させていただきたいなと思います。その後から、事務局のほうからもう少し詳しくご説明をさせていただきたいという風に思ってます。今の大阪市と大阪府のあり方のままでいいのかどうなのか、そういったことも含めてぜひ皆さんに一考いただけたらなというふうに思っております。僕自身は大阪の課題というのは、これまで知事とも一緒になりながら解決していってまうんですけども、もっともっと大阪をよくしたいという思いで今市長をやらせてもらってますので、よりよい大阪の仕組みというのはどうなんだろうというのをぜひ考えていただきたいと思います。

まず一番最初、ちょっとさかのぼっていただきたいと思います。昨年5月の住民投票の話です。このとき、同じような話でした。大阪にふさわしい都市のあり方ってどうなのか、それを住民の皆さんに問いましょうという住民投票を行いました。そのときに何が問題になってたんですかという大きくは2つです。1つは、どうすればこの大阪の住民自治、住民の身近なところで行政サービスできるんだらうか、住民自治をどうやって拡充していこうか。それからもう一つは広域機能、いわゆる大阪市と大阪府というのは大きな仕事をしてます。これは知事と僕が今一緒にやってますけれども、大阪市もしてるし大阪府もやってる。そういったものを一元化して、司令塔を一本化していく必要があるんじゃないか。そういったことで特別区の設置というのをご提案いたしました。そして、平成27年の5月に住民投票を実施しまして、これは皆さんご承知のとおりであります。反対多数ということで70万票の反対、それから69万票の賛成、0.8ポイントの差、わずかな差ではあったんですけれども、反対が多数となりまして、この住民投票は否決というふうになった訳です。

しかしながら、この大阪の課題解決に向けた取り組みというのはまだまだ必要だろうということで、昨年11月、僕と松井知事がこの大阪の都市の制度のあり方についても選挙公約に掲げて、特別区の修正する案をつくらせてほしいということも訴えながら選挙に出て、そして今僕と松井知事がそれぞれ市長、知事として行政を担っているという状況であります。この課題をどうやって解決していこうかというのは常に今も課題として残っているという現状です。

次ですけれども、じゃ、どういったことがあるんですかということなんですけれども、大きくいえば、これはどこでもそうですけれども、人口減少の時代に入っています。超高齢化社会になってる。これは否定できない事実です。そういった中で、東京にどんどん一極集中していったる。片や西の大阪とかつては言われていましたけれども、どんどん衰退していったる傾向にある。これを何とか東京一極のあり方から東西二極の、もう一極をこの大阪、副首都大阪というのを実現して、この大阪の成長を目指していきたい。これは大阪の成長でもあり日本の成長ではないのかというような思いで、東西二極の一極を担うにはどうしたらいいんだらうかということの問題意識、課題があるというふうに思っています。1つは、大きなところ、大都市の再生によって日本の成長を牽引していきましょうということで、大阪の都市機能をどうすれば強化していけるだらうか、大阪の二重行政、いわゆる市と府の二重行政というのは、今、松井知事と僕でいろいろ話し合っただけで解消したり解決していったるんですけど、そういった二重行政生じるという現状をどうやって解消していくべきなのかと。それからもう1つは住民自治の拡充ですね。人口減少していく中で、財源も限られている。その中でどうやって住民サービスを拡充していったらいいだらうか。そういったことで住民自治の拡充。この2つの課題がまだ存在しているというふうに思っています。そういった意味で、こういったものも解決するというのも1つの目的として副首都推進本部というのを昨年の12月に設置してる。副首都推進本部の事務方のメンバーも今日はここに行政職員として来てるとのことです。

続いて、今の大阪の人口減少ってどういうことなのということなんですけれども、東京も愛知も例示で出してますが人口減少は進むんですが、大阪がその減少率が非常に高いという数字が出てます。2015年で見ると大阪は887万人いますけれども、2040年には750万人。

この下がりぐあいが大阪というのは激しくなってるんですね。愛知も減るんですけどこういった下がりぐあい。名古屋市と大阪市の比較ですけれども、名古屋市はこういう下がり方ですが、大阪市は268万人いますがこうぐっと下がってくると。人口というのは力の当然源泉にもなってきますので、どうすれば住みやすいまちになるかというので今、様々施策は打って行ってます。大阪市でいうと、実は自然にお亡くなりになられたりするそういった増減は別にして、社会増減というんですけど、仕事で入ってこられたりするそういった方については実は今、全国で一番多く入ってきてくれる。非常に人気があるのが大阪市のエリアになってるんです。1万人ぐらい増えてるんですけども、ただ、そうはいつでも長い目で見ればやはりこういった高齢化も大阪市は進みますので、大阪府も進みますから、大きく下がってくる。これが1つ大阪の課題としてどう解決、こういった状況に対して都市はどうあるべきなのかというのを考えなければいけない状況です。

それから次が域内の総生産という経済規模ですね。経済規模どうなってるのということなんですけれども、これも東京はほぼ横ばい、神奈川、愛知も横ばいで、大阪府は7.4%、全国に占めるシェアですけどね。経済力の話です。もともと9%あったのが下がってきてる訳です。大阪市については、名古屋、横浜は横ばいですけれども、1977年というかなり長いスパンで見た数字なんですけれども、5.6%あったのがずっと下がってきてる。何とかこれを上げていこうというのが今、知事と僕とで取り組んでいますけれども、大きな傾向としてはこういう傾向になってしまってる。これは何でなんでしょうということなんですよね。

これも15年単位で見た数字なんですけれども、15年前から現在までを比較して、いわゆる大阪市においては、大阪府もそうなんですけれども、いわゆる資本金1億円以上の大きな企業、皆さんも肌で感じるかもしれません、名だたる大きな企業が大阪で生まれて育ててるんですけども、それが大きくなると東京のほうに行ったり流出してるという状況ですね。東京や神奈川ではこういった形で増えてるんですけども、これ増減の差を比較した分なんですけどね。大阪市においては、大阪府もそうですけれども、こういう大きな資本金1億円以上の企業というのはこの15年ぐらいで見るとやはり減っていった傾向にあると。

大阪の都市圏ってどうなってるのというところなんですけれども、大阪の歴史を見ますと、大阪市が中心になって成長してきました。これは紛れもない事実なんですけれども、どんどん人口も増えてくる中で、事業所もどんどん外に広がって行ってます。大阪市はこの面積なんですけれども、これは事業の集積の規模をあらわしてるんですけど、これがどんどん大阪市外にも広がって行って、今大阪全体に事業所が集まってきているという状況。要は大阪というのは非常に狭いエリアの中でそれぞれ大阪府と大阪市が、経済規模は外に広がってきてるんですけども、同じような広域行政を担当してる。ここで二重行政が生じてるような、まさにそんな状況になっているというのが今の現状です。

じゃ、大阪をどう成長させていこうかというので、もとは橋下市長、それから松井知事のあたりから、これはもう統一した戦略のもとで府と市が1つになって成長戦略を目指していきましょうよという人的関係に基づいた成長戦略というのをつくって行ってます。さまざま大阪の成長戦略とか、どういうふうなグランドデザインでいくとか、観光とか様々あるんです。災害も含めて様々あるんですけど、府と市の二重行政というのはちょっとお

いという、府と市が協力して成長をめざしていきましょうよ、災害対策やっていきましょうよ、そういったことの取り組みを現に今していったところでもあります。そして、僕自身が、今は僕と松井知事で同じようにこういったことをやってると。都市魅力創造戦略なんか今日まさに僕、朝会議してきたんですけれども、こういったことも府と市で今協力して進めて、何とかこの大阪の成長を図っていきましょうよというのを今やっていってま

す。

それから、例えばそのうちの1つ、本当に一つ一つが一冊の本になるぐらいの量なんですけど、それを説明すると3日ぐらいかかりますのでやらないですけど、例えば1つでいうと淀川左岸線の延伸部というところなんです。これは北区の豊崎、新御堂のところから門真につながる高速ですけども、これが全然未着工の状態でした。これは大阪市域にあり、しかも府域にまたがるというのでなかなか進まなかったんですけど、ただ、都市の力を高めていくためにはこういう環状線、環状道路というのは非常に重要です。例えば東京なんかはこういう環状道路がどんどんつくられていってますし、ここないですけど名古屋なんか環状道路ができるような着手もしてます。大阪はここがミッシングリンクと言われたんですけども、こういったものはなくしていこうよというので、府と市もお金とか出し合いながら、そんな話もしながらこういった左岸線の延伸部なんかもつくってる。これは1つ、例えばの事例ですけども、こういったことをやりながら、府と市が協力しながら、二重行政とかそういう枠も超えて成長していきましょうというのを今やっていってま

す。

要は府と市が協力しなきゃなかなか大阪の成長というのは決められないような現状はあるんですね。それを人の話し合いとか協議とかそういったことで進めてるのが今の現状。もう一つは、じゃ、それは人との関係で成り立ってますので、人との関係が成り立たなくなったらどうなるんですかというのは皆さんも、かつて府市合わせ（不幸せ）と言われてたようなことも昔からある話ですのでおわかりになると思うんですけど、そういったものを人と人との関係でやるというよりは、制度そのものを変えたらどうですかというような考え方、この2つの考え方があります。そこをどうするかということですね。これがまず1つの大阪の大きな成長の課題についての問題点と。それを解決するためにどうしていくべきなのかという、そういったところの問題意識です。これがまず1点こっち側のほうですね。

それからもう一つ、今度はこっちの住民自治の拡充というところですけども、まずこれ大阪市の児童虐待の相談件数ですけども、非常に増えていってます。つい先日も発表しましたけれども、児童相談所、増えていってますので増やそうということで、平野に第二の児童相談所、こども相談センターというのを開設しました。それでもまだまだ追いつかないから北にもう一つ作ろうと今いろいろやっていってますが、こういった児童相談とか非常に大きくなっていった。要はそういった中で住民の皆さんに身近なサービスをもっともっと充実させていく、そんなことが必要な時代になってきているということです。

それから次、これもそのうちの1つの例なんですけれども、待機児童。待機児童よく問題になってます。今、例えばですけども待機児童と一言に言っても大阪市中でも地域差があるんですね。多い区もあれば少ない区もある。例えば西区なんか突出して多いですけども、大正区であればゼロですね。此花区は少ないほうに入りますけれども、地域差が非常にある、それが待機児童。そういった中で、大阪の24区を見ても住民の皆さんに身

近なサービスというのはもう少し住民の皆さんに近いところでやっていったほうが、例えば待機児童対策についてもその区に応じた、実情に応じたことができるんじゃないですかという問題意識です。

じゃ、大阪市というのは住民の皆さんに身近なところでサービスをする上でどのぐらいの規模なんですかということなんですかけれども、これ見ると大阪市269万人で市長は僕一人ということになります。ですので僕自身がさっきの待機児童の問題も全部やって、児童虐待の問題もやって、高速道路もやって、これ全部やっていってるのが、今市長一人でやってる。じゃ、これってどれぐらいの規模なんですかと言えば、広島県で284万人、例えば京都府でいうと261万人、大阪市が269万人。広島県で、じゃ、住民の皆さんに身近なところで選挙で選んだ人たちは何人いるのということと23人ぐらいいるわけですね。京都府でも26人ぐらいいると。大阪市は1人ということです。例えば、じゃ、横浜も373万人で市長一人なんじゃないのということなんですかけれども、ここはちょっと少し違うなということ、横浜というのは東京という都心がドーンとあって、それに付随するような形で非常に住宅が多いようなエリアになってます。当然経済もありますけれども。大阪の場合はちょっと違って、大阪市がど真ん中にドーンとあって、そこで経済が発展して広がっていったという違いがあります。それから、横浜でも同じような議論があって、ちょっと考え方は違うんですけど、横浜市自体を都道府県のように変えたらどうかという議論もあります。これ特別自治市というんですけど。そういったそれぞれ大都市については住民の皆さんに身近なサービスをするときにはどうしたらいいだろうかというようなそういった課題は常に抱えているということです。市役所の組織が非常に大規模化してくると、カバーするサービスの範囲も広がってくると。それぞれの住民の皆さんとは遠くなる傾向がありますよというのがいわれてます。これは大阪市役所がってるわけではなくて、国の30次の地方制度調査会答申という地方のあり方どうするかというような機関があるんですけども、そういったところでも特に大都市についてはこういう傾向がある、ここの住民とは遠くなる傾向がある、これが課題ですねというのは大きな課題になってきてます。

じゃ、それを解決するために大阪市では何してるのということなんですけど、できるだけ区長に権限を持ってもらおうということをやってます。これまでは大阪市の中の島に本庁という大きな市役所がドカンとあって、そこにいろんな部局があります。こども青少年局とか建設局とかバーッと、いろいろ局は点在してますけど、集約されてるのはそこに集約されてる。そういった局が持つ権限とか財源とか責任をできるだけ区長に渡していきましょと。それから、局長がいるんですけど、これまで区長というのは局長より下に位置づけられてたんですけども、それを区長のほうが上位の格付けにして、できるだけ区役所でいろんなことが決められるようなことをやりましょと。それから、役所仕事にならないように、住民の皆さんの本当にいろんなサービスをいろいろ聞けるようにということで、公募制を導入して、今日も区長来てますけれども、公募で手を挙げられてなった区長です。それから、区民参加の仕組みの充実を強化していく。そんないろんな今の制度の中で考えられることをとっていってると。だけど、まだまだこれをもっと広めていかないといけない、もっともっとこれを強化していくためにはどうしたらいいだろうかということが大きな問題意識です。

そういった中で、東西二極の一極を担う副首都の大阪を確立するために、先ほど申し上げ

げた副首都推進本部というのを設置して、この大阪の大都市のあり方というのをしっかり考えていきましょうよということを今進めていっています。きょうの皆さんに説明会とか意見募集会というのもまさにその中の話になります。

じゃ、どういう仕組みがあるのということなんですけれども、それについて制度としてはこの2つの制度があります。これはどれも法律に基づいた制度ですので、勝手にいってただけではなくて、ちゃんとした法律に基づいてこういう制度があります。

1つは総合区という制度です。今日ちょっと詳しくお話しさせていただきますけれども、どういうことかという、大阪市というこの大阪市の行政自体は存続します。大阪市というのは存続した上で、住民自治の拡充という先ほどの問題点の1つについては、できるだけ区長に権限を強化していきましょうと。区長にどんどん権限をできるだけ渡していくと。当然これは大阪市が残りますから市長というのはいますのでね。例えば僕、市長がいますから、市全体に関することは市長がマネジメントしますけれども、総合区というのをつかって総合区長という制度をすれば、今の行政の区長よりは権限が強化されるということです。中身について後で詳しく説明します。もう一つ、じゃ、大阪府と大阪市の二重行政の問題はじゃあどう解消するのということなんですけれども、これについては今僕と松井知事がやってるように府市の間で協議をする、話し合いをして解決しようと、そういう仕組みです。これが1つのまず大きな総合区の枠組み。

もう一つ、特別区の枠組みですけれども、これは大阪市については行政体としては廃止です。大阪市について行政体としては廃止して、そして特別区という新たな自治体に再編していきます。ですので、新たな自治体の特別区の区長と言われる人は住民から選挙で選ばれます。僕が皆さんに投票していただいたみたいに選挙で選ばれると。選挙で選ばれる以上、その区長が予算をする権限も持って予算をつくっていくと。それから区議会というのが生まれてきます。その単位を大阪市の中で幾つかつakって、小さな単位でそれぞれの区で選挙をして、そして住民の身近なサービスはそこでやっていきましょうという考え方。それからもう一つ、府と市の二重行政の問題どうするのということなんですけれども、これについては大阪市がやってる事務、それから財源については大阪府に一元化してやってもらおうということ。仕事の仕分けをする。大きな仕事については一人の司令官の中でやっていくという制度です。これが特別区という制度になります。

もうちょっと詳しく説明すると、これ今の大阪市、行政区、これが今の制度です。自治体のトップは誰なんですかとすると市長になります。それから、区長というのは誰が選んでるんですかとすると、市長が選んでます。教育委員会は市に1つ。議会も市に1つ。予算編成権は市長にあると。条例は誰が提案するんですかとするのは市長と議員がやるということです。総合区はどうなんですかとすると、大阪市の枠組みは残ってますので、大阪市の枠組みの中での制度です。じゃ、何が違うのかというと、区長の選び方ですけれども、これについては市議会の同意を得て市長が選任する。いわゆる特別職という一般職より格上げのような形なんですけれども、そういった市長と同じようにもう一つの市民の代表である市議会の両方の同意を得て、市長が選んで議会の同意を得てやると。そのかわり議会の同意を得るということですので、強い権限が与えられるということです。じゃ、どんな権限があるのということなんですけど、例えばですけどここにありとおり市長に予算の編成について意見を具申する権利が与えられたりすると。この具体的な中身はどうするかとい

うのは制度設計なんですけれども、そういった総合区の区長というのがあります。この総合区というのは、今24区ありますから1つだけの区に導入するというのも可能ですし、幾つか合区して、それで総合区長ということも、制度としてはどちらでも可能ということになります。

それからもう一つ、じゃ、特別区って何なのということなんですけど、これは大阪市長というのがなくなりますので、それぞれ特別区の区長を選挙で選びます。東京なんかは似たような形でやってるんですけど、特別区の区長を選挙で選ぶ。それから区長の人選ですけども、これは市民が直接選挙で選びます。ですので教育委員会も区ごとにあると。区議会があって、予算は誰がつくるというと区長がつくっていくと。それから、条例誰が提案するのというと区長と議員がやる。ですので、住民に身近なサービスについては特別区で完結させてやるというのが特別区の考え方です。

今日はこういった、本当に制度でわかりにくいというふうに思われるかもわかりません。ちょっとまた後でわかりやすく説明したいと思うんですけど、こういった大阪の大きな課題としては、1つは大阪の大きな成長ですね。大きな道路どうするの、うめきたどうするの、夢洲とか湾岸エリアの大きなことはどうするのというのは市長と知事それぞれ重なってる部分いろいろあるんですけど、そこの二重行政が生まれがちのところ、これについてどう課題を解決していくか。方法としては1つは話し合い。今やっています。もう一つは、制度としてそれは一人に一元化していくやり方。それから、住民の皆さんに身近なサービスについてはどうするのということについては、ここにあるとおり大阪市は一旦廃止して、もう少し小さな単位で特別区という自治体をつくっていくと。そこで区長を選挙で選びましょうよというやり方が1つ。もう一つは総合区というやり方。これはそれぞれの区、今考えてるのは区を幾つか足して、そしてそこの総合区長というのに一定の強い権限を与えて、その総合区長でできるだけ住民の皆さんに身近なことをやっていこうと。そういった仕組みがあるということです。それは当然市長は残りますので、大きな予算の方向性とかは市長が示すんですけど、できるだけ区の権限を大きくしていこうというのが総合区の仕組みということになります。この大きく2つの制度があります。大阪の課題を解決していく上で、私はやっぱり大阪には制度的な課題はあると思っていますし、それを解決することでもっともっと大阪というのは成長していくだろうと思っていますし、もっと大阪に適した住民サービスを広げていくという意味で適した制度があるとは僕自身は思っています。そういった中で、きょうは2つの制度があります。きょうは行政の説明会ですから、どちらを選択してくださいとかどちらがいいですよということではないですけども、そういった制度があるということをごひ皆さん少し知って帰っていただけたら本当にありがたいと思いますし、大阪の課題解決のためにどうしたらいいだろうというのを少しでも考えていただけたらいいのかなというふうに思っています。いずれにしても大阪をよくするためにどうしたらいいかというのが動いてる源泉ですので、そういった意味で、今日はこれからまた役所に細かな説明をさせていただきますけど、皆さんの忌憚のない意見をいただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりお手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。私からは皆さんにお配りしたパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料は3部構成となっております。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概要について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から大体約40分間かけて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について説明させていただきます。3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複いたしますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備、いわゆる二重行政の解消といった課題があると言われております。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充についてですが、政令指定都市である大阪市は、非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下ですが、国において法律が整備されました。1つは、枠囲みの左側にある総合区の設置であり、政令指定都市において、すなわち大阪を残したまま、行政区にかえて総合区を設置し、その下、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう1つは、右側の特別区の設置です。「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、つまり大阪を廃止し、複数の特別区を設置するもので、それぞれの特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が設置され、自治体の運営を行うものです。

その下の枠組みをごらんください。こうした状況の中で、大阪府と大阪府が取り組んだ改革としては、1つ目の丸、特別区の設置により、住民自治を拡充とありますが、これは大阪を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の四角をごらんください。平成27年5月の住民投票で、特別区の設置については反対多数となったところです。しかしながら、先ほど市長からも説明がありましたように、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、引き続き、それらを解決するためのたゆまぬ取り組みが必要となっております。

次に、4ページをごらんください。先ほどの市長の説明とも重複しますが、大阪が抱える課題について改めてご説明いたします。具体的には、1つ目の四角、長期の低落傾向を脱し、日本の成長を引っ張る成長エンジンとしてどう再生するか。2つ目、人口減少、超高齢社会が3大都市圏の中でいち早く到来することに対し、安心して暮らせる大阪をいか

に実現するか。3つ目、地方分権改革は道半ばであり、住民自治の拡充と大都市が抱える課題の解決に向けた体制をどう整備するかといった課題があります。

5ページをお開きください。こうした課題を解決するために、大阪に必要な都市機能の強化とそれを支える制度づくりを行う必要があります。平成27年12月に大阪府と大阪市で副首都推進本部を設置し、府市一体で課題解決に向けた取り組みを進めています。具体的には、その下、副首都化の推進として、今年度中に大阪の副首都化に向けた「中長期的な取り組み方向」を策定する予定です。さらにその下の四角、大都市制度の検討とありますが、副首都化の推進と並行して、副首都にふさわしい新たな大都市制度について、総合区制度と特別区制度の検討を進めます。

めくっていただいて7ページの総合区制度、それから隣8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモという欄があります。専門用語の説明を入れております。また参考にしていただければと存じます。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明いたします。10ページをごらんください。

初めに、真ん中の点線枠囲みの概要の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいと固まった案ではありません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきながら、市会での議論も踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。総合区制度の概要についてご説明いたします。上の網かけのところをごらんください。丸の1つ目ですが、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んでページ中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの区、通常、行政区と呼ばれるもので、今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区と言われる制度です。表の1段目、自治体の位置づけや、2段目、区の位置づけを見ていただきますと、どちらも政令指定都市としての大阪市としての位置づけや権限などは変わらず、行政区も総合区も市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは3段目以降になります。区長については、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となっています。次に、総合区長の主な事務としては、地方自治法という法律で定められていますが、総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が制定する法律みたいなものですが、条例で定める仕事となっています。これらの仕事については、市長にかわって市を代表して区長の判断と責任で進められます。さらに、その下の段、総合区長には、区役所の職員の任免権、いわゆる人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限などが法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、いわゆる解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の全ての区ではなく、先ほど市長の説明にもありましたが、一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にすることとしています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区の意義、効果及び課題について説明いたします。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合に、皆さんへの行政サービスの提供の方法がどのように変わるのかをイメージ図で記載しておりますが、後ほど具体例で説明させていただきます。

次に、総合区を設置する場合の効果と課題についてですが、ページの下段になります。左側の効果としては、住民に身近な総合区で行政サービスを提供することにより、1つ目の丸印、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや迅速な対応などが期待でき、地域の実情に応じた、よりきめ細かい行政サービスの実現が可能になるのではないかと考えています。一方、右側の課題については、1つ目の丸印に、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことになるので、職員数の増加が見込まれ、丸の2つ目、専門職員や専門的なノウハウの確保が必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となってきます。

一番下の網かけですが、総合区制度の導入に関しては、区長や区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保が難しいといった課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、総合区の概案について、13ページをお開きください。まず、総合区の概案を作成するに当たっての考え方、前提について説明いたします。ページの中段の事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案という3つのレベルを設定いたしました。A案（現行事務+限定事務）は、右側の欄にありますように、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、これは今、大阪市役所の局、福祉局であったり建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）とありますが、一般市というのは守口市であったり松原市などのような市のことをいいます。こういった市が提供している仕事を基本に、総合区が仕事を担うというものです。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広範な行政サービスを提供している中核市、大阪府内でいいますと東大阪市とか高槻市、こういった市が提供している仕事を基本に、総合区で行うというものです。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案の順に総合区の仕事、仕事がふえていきます。ただし、表の下の米印にも記載していますが、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらの事務については総合区に移さず、引き続き、局の仕事、市長が判断する仕事として残ります。総合区は、あくまでも大阪市という自治体の内部組織であって、独立した地方自治体ではないためです。

次に、下段の黒四角の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3パターンをお示しすることとしました。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、5区、8区、11区としています。

なお、資料には書いてございません、補足になりますが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。ただ、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員を配置する必要があり、24区のまま区役所の体制整備を図っていくことは、職員の数やコストの面で難しいと、そういった理由から、今回の概案では現在の24区を合区した案としています。なお、具体的な区割りは今後検討することとしています。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。先ほどA案からC案の3つの事務レベルを説明いたしましたが、総合区では、区役所が行う事務（仕事）をふやします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち、現在、区役所で行っている仕事とに分けられます。総合区が設置された場合には、現在、局で実施している仕事について、①そのまま局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、ページ下段の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島にある本庁などを中心とした局が実施するもので、例として、表の右側1つ目の丸ですが、大阪市という1つの自治体として実施する仕事（条例や予算）、それから、市域全体を見据えた観点から実施すべき仕事（成長戦略や広域的な交通基盤整備）、国民健康保険などの統一性、一体性を持って実施すべき仕事などでございます。詳しくは24ページに記載しておりますので、後ほどまたごらんください。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局が行っている仕事のうち、住民に身近な行政サービスを、より身近な総合区に移すものですが、A案からC案の3つのレベルを想定して整理しました。詳しくは17ページから22ページに記載しておりますが、後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施は、現在の区役所及び保健福祉センターで実施している仕事については、そのまま総合区で実施することとしています。

次に、15ページの職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事をつややすことや、合区によって職員数がどのように増減するのかについて試算をお示ししています。基本的に、総合区に仕事を多く移すほど職員は増えます。また、区の数が多いほど職員もふえるという関係にあります。こうした職員数の増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果というところに記載しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区、いずれの場合でも黒い三角の数字になっています。これは減少する、職員の数が減るということを示しています。B案では、5区の場合は減少、8区の場合はほぼ変わらない、11区の場合は増加するということを示しています。C案では、いずれの場合でも現行より職員数が増加するという試算結果になっています。

なお、注意していただきたいのは、ここでお示ししている職員数の増減は、一番下に米

印をつけておりますけれども、あくまで一定の仮定のもとで試算したもので、今後、作業を進める中で変動があり得ることから、確定した数字ではありません。幅を持って見ていただく必要があるということをお示ししております。

16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供や行政の効率性という視点から区の規模を検証し、できるだけ職員を増やさないという視点から、今回、お示しする総合区の概案としては、真ん中の表に四角で囲んだ部分でお示ししております、A案の場合は8区と11区、B案の場合は5区と8区、C案の場合は5区としております。

それでは、このそれぞれの概案について詳しく説明させていただきます。17ページをお開きください。

A案の場合の総合区ですが、区の数に8区か11区、その場合は、概ね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれています。

次に、黒四角2つ目の総合区の事務内容（主なもの）をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別で記載しています。点線の枠囲みに記載されている事業名は、現在、区役所で実施しているものです。A案の場合の総合区が設置されると、例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとしています。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、例えば、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移すこととしています。

なお、事務内容の詳細は、25ページから28ページに分野ごとに整理しているので、後ほどごらんください。

では、そのA案の総合区で何がかわるのか、期待される効果について、18ページに3つの具体例を示しております。その一部を説明いたしますので、前のスクリーンの方をごらんください。総合区でかわること（A案）、道路の日常管理、放置自転車対策についてです。現在、皆さんからいただく要望、具体的には道路の穴ぼこの補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である局の工営所が行っています。これらが総合区の仕事となることで、図の右側をごらんください、住民の皆さんからの要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば、放置自転車の撤去回数の見直しなどが、より迅速かつきめ細かく対応することが可能になります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見て判断することになります。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。次に、B案の場合の総合区ですが、区の数に5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の事務内容（主なもの）ですが、B案で新たに加わる仕事は、白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、福祉の分野では、例えば老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管することとしております。

B案の総合区での期待される効果については、20ページに3つの具体例を示しておりますが、再び前のスクリーンをごらんください。総合区でかわること、こども・子育て支援施策についてですが、大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置に向けたフロー図ですが、現在は②のと

ころ地域調整、具体的には認可保育所を区の中のどこに作るかについては区長の仕事になっていますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になると、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻りまして21ページをお開きください。C案の場合の総合区ですが、区の数も5区であり、その場合は、現行の職員数から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の事務内容（主なもの）ですが、C案で新たに加わる仕事は、黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。また、健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管することとしております。

C案の総合区で期待される効果については、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例の中から、こども相談センターについての例を示しています。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからいただく児童虐待の通告・相談を24時間365日の体制で受け付けておりますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になると、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項について説明いたします。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置についてです。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする3パターンをお示しましたが、今後、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのかについて検討する必要があります。その際には、総合区の名称や、総合区役所をどこに置くのかについてもあわせて検討を行っていきます。

なお、米印に記載がありますように、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては、総合区役所の支所として位置づけ、引き続き窓口業務を実施することとしています。

次に、2つ目及び3つ目の二重丸ですが、総合区の設置に伴うコスト、具体的には職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても今後具体的に検討していきます。

最後になりますが、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案をつくっていくこととしています。

なお、最終的な1案については、今回お示しした3つの案から選ぶということではありません。大阪市に合った事務の範囲や区の数などについて、皆さんからいただいた様々な意見などを踏まえて検討してまいります。

また、資料3枚めくっていただいた29ページですが、ほかの政令指定都市と比べた場合の大阪市の行政区の数、1区当たりの人口・面積や、市内の各行政区ごとの人口・面積に関する資料をご参考として添付しております。

では、引き続きまして第3部「特別区制度」についてご説明いたします。30ページをごらんください。

初めに、「ご留意いただきたいこと」をごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な制度案はありません。

これから、特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項について決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会で使用したパンフレットなどの考え方をお示ししており、制度案については、皆さんからいただいたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じように基礎自治体であり、選挙で選ばれた区長、区議会が置かれ、自ら税金を徴収し、予算を編成して、区長が住民に身近な施策を行う地方自治体です。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区を設置することが可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、政令指定都市と言われる地方自治体の制度です。右側が、東京都、例えば新宿区とか渋谷区など特別区と言われる地方自治体の制度です。

表の1から3段目をごらんいただくとわかるとおり、どちらも選挙で選ばれる首長と議会が置かれますが、政令指定都市は1つの地方自治体であるのに対し、特別区はそれぞれの区が独立した地方自治体であります。

政令指定都市と特別区の違いは4段目以降になります。主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに、一般的な市町村の事務、いわゆる仕事を行います。左側の政令指定都市は、市町村の事務に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、右側の特別区は、市町村の仕事のうち、大都市行政の一体性、統一性を確保するため、消防などは都が実施することになります。

次に、課税権についてですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、それをもとに都や各特別区で財政調整を行い、必要な金額を分配することになります。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししております。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民に身近なサービスのことですが、これに加えて広域機能、具体的には産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っているということから、いわゆる二重行政の問題が指摘されているところです。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営な

ど基礎自治体の役割は特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。ここでは、特別区の制度案ではどのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続についてお示ししています。

まず、（１）ですが、特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、いわゆる特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）ですが、その協議会において、太線の枠内に記載している特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた８項目について協定書を作成することになります。その後、（３）、作成した協定書について関係する自治体の議会で承認が得られれば、（４）、特別区の設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、総務大臣の決定によって、（５）、特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明となります。

次に、特別区に関して、皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年５月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明いたします。35ページをお開きください。

まず、（１）特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の５つの特別区を設置することとしておりました。それぞれの区のエリアは、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の人数については、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っておりました。

また、各区の中心となる庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。各区の名称が吹き出しで、その下に本庁舎の所在地、例えば中央区では本庁舎の位置は現在の西成区役所というふうにしておりました。

ページの下備考欄をごらんください。①窓口業務については、５つの特別区になっても、現在、24区役所で実施している住民票の発行などの窓口業務などは、引き続き、今の区役所の場所でサービスを受けられるようにすることとしていました。また、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決めることとしていました。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、バイエリア地域は湾岸区としたこと、区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して５区案としたこと、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したものであること、議員定数については、議会のコストをふやさないという趣旨から、大阪市会の議員定数を５つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

この項目に対して、平成27年の住民説明会において住民の皆さんからいただいた主な質問・意見といたしましては、特別区の名称や区域の考え方や変更の可能性について、ある

いは特別区の設置に伴う新しい庁舎の建設の必要性、特別区の議員定数の考え方などに関するものがありました。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担につきましては、大まかな仕事の分担として、真ん中の表、事務分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側にあるように、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育や小中学校の運営など、広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなどを行っています。特別区が設置された場合には、特別区では住民に身近な仕事を、大阪府では広域的な仕事として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全にかかわる事務を担当するなど、役割を明確化させることとしていました。

ページ下段に記載しているこの項目に関する質問・意見としては、特別区移行後のサービス水準や料金水準などの継続性や将来の特別区間の格差、現在の施設の存続やほかの特別区の施設の利用の可否、支所で行われるサービスなどに関するものがありました。

次に、38ページをごらんください。まず、（3）一部事務組合につきましては、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うの仕組みとして、旧協定書では、専門性の確保やサービスの公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって共同で行うこととしていました。

なお、この項目に関する質問・意見としては、一部事務組合の設置の考え方や、一部事務組合で実施する事務の数や規模などに関するものがありました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）につきましては、特別区の職員体制は、大阪都市圏における中核市、具体的には豊中市や高槻市、東大阪市など近隣5市の職員数をモデルとしながら、必要な職員体制を整えることとし、また、広域的な仕事が大阪府に一元されることに伴い、その仕事に必要な職員を大阪市から大阪府へ移管することとしていました。

なお、この項目に関する質問・意見といたしましては、職員数の増減や、専門性のある職員の確保などに関するものがありました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、5つの特別区が設置された場合に、各特別区が必要なサービスを提供できるよう、必要な財源、すなわちお金の確保策や各特別区の収入に大きな差が出た場合のお金の調整の方法についてお示ししていただきました。真ん中の図では、現在、大阪府で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分けることとし、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は大阪府で特別会計という本来の府の税金とは別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するためのお金として活用することとしていました。

なお、この項目に関する質問・意見といたしましては、特別区間の税収格差や、特別区間及び特別区と大阪府との財源配分、大阪府の財政状況などに関するものがありました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いにつきましては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪府が持っている株式などの財産がどうなるのかについてお示ししてあります。まず、①の財産ですが、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、特別区と大阪府の仕事の分担に応じて、それぞれ引き継ぐこととしていました。また、株式や大阪府が積み立ててきた基金、いわ

ゆる貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐこととしていました。次に、②債務ですが、大阪府で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぐこととし、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担することとしていました。

次に、（７）大阪府・特別区協議会につきまして、この協議会は、特別区が必要な住民サービスを提供できるよう、大阪府と特別区が対等な関係で話し合いをする場となりますが、具体的には、特別区の仕事に必要なお金のことや、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて協議をし、大阪府と特別区で協議が調わない場合は、第三者機関で調整を図る仕組みもつくることとしていました。

最後に、（８）特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上、旧協定書に基づく内容を説明いたしました。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありませんが、皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討していくこととしています。

なお、41ページには、参考資料として、旧協定書における特別区のイメージを、また、42ページには、各ページの一番下に記載しています主な質問・意見に関連して、平成27年の住民説明会でいただいた具体的な質問と回答について、大阪市のホームページで現在もごらんいただけることを記載しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明のほうは終了いたしました。これより終了予定時刻でございます20時30分前後まで皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしましたけれども、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係ないものでございますことや政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言等につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。もし仮にそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問のほうからお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。

ご質問のほうがございますら、その場で手を挙げていただきましたら、私のほうで指名させていただきますので、お座席の方まで担当がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してご発言いただければと存じます。また、できるだけ多くの方のご質問やご意見をお受けしたいと思いますので、ご配慮をお願いいたしますとともに、私の方からお願いいたしましたらマイクをお返しいただきますようご協力の方をよろしくお願いいたします。

それではまず、先ほど制度、ご説明いたしましたけれども、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。制度に関すること何でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

前から4番目の男性の方、お願いします。

（市民）

申し込むためにホームページを見ましたら、住民意思を的確に反映するための地方自治の拡充と、それから二重行政の解消ということ書かれていましたので、そのことをお聞きしたいと思って今日参りましたら、3ページに今言いました住民意思の的確な反映、住民自治の拡充、二重行政の解消と書かれていますので、それに関して質問したいと思います。

今ご説明お聞きしたんですが、総合区になったら住民自治が拡充する、住民の意思が的確に反映するというのが実現するというのがどうもわからない。しかも、合区が前提となっているので、区役所が遠くなる合区が住民意思を的確に反映することにつながるのかなということでご質問します。

2つ目は、二重行政の解消ですけれども、総合区では別に関係ないという理解でいいんでしょうかね。二重行政の解消は、特別区ということになるんですが、かつて4,000億円の効果があるとか、800億円になったり、最後は1億円と指摘されたんですが、本当はどうなのか教えていただきたい。

3つ目、先ほど住民投票のお話ありましたが、一体幾らお金かかったのか、また今回の説明会のために幾ら税金を使うのか。

次に、今日説明のあった特別区設置の協定書、旧という文字ついてますけど、否決されたのでないとおっしゃったけれども、そしたらまた今度一からつくり直すのか、旧協定書を修正してまた住民投票をやられるのか。

次に、今日、私、朝日新聞見ましたら、けさの新聞ですけど、先程市長言われた2カ所目の児童相談所を大阪市が開設へと。平野区に10月ということで、非常にいいことだと思うんですが、実は去年の説明会で前市長が、大阪市は1つしか児童相談所ありません。特別区になったら5つつくれますと。私参加しましたからそうお聞きしました。きょう新聞に出たことからいったら、吉村市長が、大阪市が判断すれば児童相談所はつくれるということやったんだなというふうに思ったので、もっとつくっていただきたいんですけども、そういう大阪市が判断すればできるんですねと。

最後です。現在行われてることでいえば区政会議があって、区政会議に出ておられる方からお話お聞きしましたけれども、住民の意思反映する1つの試みで頑張っていたらいいのかというふうに聞いておりますけれども、区政会議どうなるのか。総合区とか特別区になったら。区政会議の充実ということはどうなのかということと、お聞きしたらいろいろ言うてるけれども、やっぱり各區で使えることのできる予算が少ないというふうにおっしゃってたので、そもそも區で使う予算、現行でも増やすことができるのではないかと、また増やすという考えなのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

(吉村大阪市長)

数が多かったんで漏れてることがあったらまた言っていただきたいと思います。

まず総合区で何で住民自治が拡大するのということなんですけれども、これは今の制度と比較してどうなのかということでぜひ見ていただきたいと思うんですね。今の制度というのは区役所の権限、僕らが今想定してる総合区、5区、8区、11区示しましたけど、今の区役所がやってる仕事より多くの仕事を総合区でやってもらおうというふうに思ってます。じゃ、多くの仕事というのはどういうことかということ、区役所側から見れば仕事ですけども、住民の皆さん側から見れば住民サービスになるわけです。ですので、皆さんの近い

ところで住民サービスを決定できる、仕事の量を増やすというのは、住民自治という意味では拡大してるというふうに考えてます。じゃ、総合区役所というのをつくと、今の区役所より遠くなるんじゃないかということなんですけれども、これは設計の仕方だと思ってます。ご質問の趣旨として、今の区役所を完全になくしてしまっ、総合区役所というのが1つあってということやと思うんですけれども、例えば今の区役所というのを支所のような形で残すということも設計できますのでね。ですので距離の近さということであれば、それは幾らでも設計はできるのかなと思ってます。総合区役所というのが合区された中で1つあると。それと比較してほしいのが24区の中で中之島にドーンと1つある。それと比較していただきたいと思います。そういう意味では、今現に僕が中之島で机の上でやってるようなことを、今いる区長にやってもらうということですね。此花の皆さんにとってどちらが近くなるのかということなんです。例えばこういうふうにししい欲しいという、陳情、陳情とかどういうふうにして欲しいという要請とかある時に、今のままで局がやる仕事であれば、僕に言ってもらうことになる。直接最終決定するのは僕になりますけれども、総合区の場合で総合区長というのを決めてそこに仕事を増やせば、その総合区長にやってもらうということになるので、今よりは、今の区役所体制よりは多くの仕事、つまり多くの住民サービスを総合区でやってもらうという意味では、総合区のほうが住民サービスは今よりは僕は拡大するというふうに思ってます。

それから、予算についてですけれども、今の区長というのは行政職員で予算についての権限は正直一切ないということになりますけれども、総合区長というのは予算をつくる権限はないですけれども、予算についてこうあるべきだということを言えるという権利が法律で定められています。じゃ、どこまで言えるのかといえば、これは制度の設計を今後していかなければいけないですけれども、法律上、総合区長というのは市長に対してこういうことを予算に入れてくれという法的な権限がありますので、予算の編成というのはまさに行政サービスの根幹ですので、そういった意味では、今の制度と比べれば合区して総合区長、区役所をつくったほうが住民自治は僕は拡充するというふうに考えてます。

それから、かつての住民投票の効果はどうだったのかということなんですけれども、これは効果についてどう見るのかという議論がさまざまありましたので、じゃ、この効果額はこれですということではないのかなというふうに思ってます。僕は今回こういった特別区、総合区の意見を聞く中で大事だなと思うのは、その効果額というよりは、大阪の意思決定のあり方をどうしていくべきなのか、住民サービスというのは身近でどのぐらいやっていくべきなのか、僕はそういうことのほうが大事だろうと、そういう問題意識でいます。

幾ら税金を使うのかということなんですけれども、これは細かな数字があればちょっと事務方から言わしてもらいますが、ただ、こういった住民の皆さんと対話するというのは、僕は非常に大事なことだというふうに思ってますし、それから、特にちょっとわかりにくい、難しいんだと思います。制度の仕組みですね。わかりにくいんだと思うんですけれども、でも大阪の制度に基づいていろんな施策が行われますので、そういう意味では大阪にとって非常に大事なことですので、僕はそれについてしっかりと議論する、そのために費用がかかるのは、僕はこれはあるべき民主主義のコストなんじゃないのかなというふうに思ってます。

それから、協定書が旧と書いてるけれども、これは一からつくり直すのか、あるいは新

しくやるのかということですが、旧を修正するののかといえば、これは旧を修正することではありません。やるとすればこれを新しくつくっていくということになります。というのも、5月17日で否決されてますので、法的にはこれ存在しないということ。物理的にはこういうふう存在していろんな議論の参考にはなるんですけども、現には存在しないということになりますので、やるとすればこれは新しくつくっていくということになります。

それから、児童相談所ですけども、児童相談所をつくる権限というのは大阪市は政令市ですからあります。中核市並みでやれば設計はできますけど。じゃ、数は1つしかない。当時は1つしかなかったですけども、ただこれは権限はありますので、お金があれば、予算があれば、これは別に幾らつくっても構わない。1つじゃなきゃ駄目だと、そういうルールではありませんので、児童相談所の数を増やそうと、そこに予算を入れていけば、大阪市でも何カ所かはつくれていくことになります。それから、特別区を設置してそこに児童相談所に権限を与えれば、そこはそこで児童相談所を、5つの特別区があれば5つつくるといことになろうかというふうに思います。

それから、区政会議どうなるのかということなんですけれども、これについては皆さんの今の行政区の単位でつくられてますから、これが総合区であろうが特別区であろうがこの仕組みの中で存続させていくというのは十分可能ですし、そうあればいいのかなというふうに思っています。

各区で使う予算を増やすべきだということですけども、今でも最大限24区の区長の皆さんの予算を増やす方向でやってますけれども、僕自身が市長になっても思いますが、これはやっぱり限界があると思います。まずはやはり選挙で選ばれるかどうかというのが一番予算の編成として大事なところだと思いますし、そういった意味で予算について法律上の意見を具申する権限もなく、それから選挙で選ばれてないという中で、予算についてそれを編成する権限があるとなってくると、これやっぱりおかしいことになりますのでね。予算というのは税金をどう使うかというのを決める、それを提案するのが市長の役割、そして承認するのが議会ですから。皆さんから預かってる税金で、これは僕のお金でも何でもないですし、皆さんからお預かりしてる税ですから、それはやっぱり選挙で選ばれたところで予算をつくっていくというのが本来あるべき姿。その中でフリーハンドで与えるというのは、できるだけ区長に落としていってはいますけれども、それはやはり一定限界があるのかな。その中でできるだけ公募区長にしていろいろできるように今はしていています。そういう方向ではありますが、これはちょっと限界があるのかなというふうに思っています。

(松井大阪府知事)

広域行政の二重行政をどう解決するのと。総合区で解決できるのかということなので、これは制度としては総合区では二重行政は解消できません。制度としては。二重行政というのは権限を持っている人と組織が2つあるから起こるものですから。今、僕と吉村市長がこうして横に並んでますけど、今は人間関係、話し合いによってそういう二重行政の無駄を省いてます。でもこれが2人いて組織が2つあれば、意見が違えば二重行政は発生します。二重行政が発生すると、やはり皆さん方の税金については、これは過剰に使われる

ことがあると。要は解消すれば税金を効率よく使える。これは橋下市長時代に、僕と、今までできなかったんですけれども、例えば保証協会というものを一元化した。これ一元化することで約3億円の財源が生まれました。もっと簡単にいうと、東京事務所もそれぞれバラバラでした。大阪府と大阪市。それを1つにまとめました。それぞれ1億ずつ、毎年1年間の家賃、人件費、運営費かかってましたけど、今は1つにまとめたので、それぞれ半分で済みます。だから、二重行政を解消すれば財源が生まれるというのは間違いがありません。これまでも二重行政の件については、取り組むべきところは取り組んできた。先ほどあった、吉村市長も言ってましたけど、要は財源を無駄遣いじゃなく効率よく使っていくというのも大事なんですけど、一番は、意見が合わなければ大きい仕事できないというところが、成長のための大きい仕事できないというところが一番の問題で、成長する仕事ができれば、まさに大阪に人、物、企業、そういう人たちが大阪で商売やれば成長するという話になれば集まってきますから、またこれ税収が増えていくというところが一番の二重行政解消のメリットになるのかなと。先ほど言ってましたけど、例えばミッシングリンクの解消なんていうのは、これは平松市長時代は俎上に上がりませんでした。無理なんです。意見が全く違うから。知事と市長2人の。同じ広域の大きな仕事ですけど。俎上に上がらない、協議しないということは永遠にできないということです。だからそういう大きな仕事をやるかやらないか決定していく組織を一元化していくというのが二重行政の解消。制度として解消するならそういう方法かなと思います。

(吉村大阪市長)

あとちょっと制度の補足の説明なんですけど、この二重行政、大きな政令市と都道府県の二重行政をどう解消するのというのは国でも議論されててですね、法律で一定そういう仕組みもできてます。例えば今も僕と松井知事がつくってるんですけど、大阪府と大阪市の重なるようなことについては調整会議というのはこれ法律で定められた制度があるんです。府と市の話し合いがなかなか解決しないということになったら、大臣にこれどうなんですかというようなことの意味を求めて、そうすると大臣がこれはこうちゃいますかというような仲裁のような感じの意見を出してくるとか、そういった調整会議というような仕組みもあります。これは、ただ最終的にはやはり人同士、知事と市長の人の関係でやるわけですけど、そういった調整会議というような仕組みもありますので、それを利用するということはあります。要は最終的に完全に制度として広域を一本化させていく、これは特別区になります。総合区、まあ話し合いでの法律で調整会議のような制度ありますけど、人と人との協議というかそれに委ねる、そこで話し合いで解決していきましょうというのが総合区でも制度設計は可能というか、そうなることだと思しますので、だから全く関係ないということではないかなというふうには思います。

(松井大阪府知事)

ただ、大臣に意見を聞いて、大臣がこうすべきと言っても、それは制約がかけられてる訳じゃないんです。義務として従うということではなくて、あくまでも大臣の意見をよく聞きなさいよという話なのでね。そのことで調整が調うという話ではなくて、第三者がいろいろ意見を言ってもらえるというのが調整会議です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

あと私のほうから意見募集・説明会の予算のことにに関して補足いたします。28年度当初予算で約499万8,000円です。これで24回分です。できるだけ会場設営なんかも職員みずから行うなど経費節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

(司会)

よろしいでしょうか。

そしたら真ん中のブロックの後ろから3列目の男性の方お願いします。

(市民)

参考資料としましてですね、前の橋下さんのときに5つに分けるという特別区の名称とか区別ありましたね。この分け方を一遍白紙に戻していただいて、5つでもよろしいですけど、7つか8つでもよろしいですけども、こういう湾岸区というのをつくるのは、どうしても我々此花区の住民としては聞けませんね。といいますのは、例えばこの間28日の読売新聞に公明党さんが半分にして隣同士をひっつけたらいいというような図面が出てましたけどね。これやりますと、例えば西淀川区と此花区と、通ずるところといいましたら伝法大橋一本しかないんですよ。また、此花区と港区とといいますと安治川橋一本ですね。そら天保山の渡しありますけれども、あれをジンゴが通るなんて知れてます。やはりまちが栄えるためには人の往来がなかったら栄えないと思います。特に大阪のまちというものは昔から川で発展してきたまちで水の都と言われております。だから、分けるんだったら、なぜ安治川とか淀川とか尻無川とかいう川に沿って分けられないのかなと思います。そして、こういう湾岸区なんていいますと、もし何か水害があったときには総なめに西淀川区、此花区、港区というのはやられるわけです。港区というのはずっと昔に地上げをした区ですね。私はこの大阪に81年間住んでまして、水害も何遍も遭ってます。ですから、この区割りの分け方を一から白紙に戻して分けていただきたいなと思います。ただ、この特別区にするということには、橋下さんのときから私は反対はしてなかったんですけども、例えば此花区と港区といくというと、そのときの選ばれた区長に橋をかけてもらったらええやないかと言いますけどね。安治川のような大きな川にそないに橋をかけられませんよ。また、橋かけましても、今の此花区から港区行くのにあの安治川大橋通って何人行きますか。そら学校へでも行くという生徒があるというなら別です。また、西淀川区へも此花区の住民はほとんど行かないと思います。此花区の住民としましたら、やはり淀川と安治川に挟まれました福島区とか中央区、北区のほうへと足を運んでいくんじゃないかと思いません。そういう人の往来があつてこそまちが発展するんであつて、そんな伝法大橋一本で西淀川区と結ばれたって発展しませんよ。発展しなかったら財政も豊かにならないですよ。だから、ちょっと離れますけど、此花区なんか昔どこにあるのか大阪市民知らなかったんですよ。最近USJができたから此花区のUSJというようになってきて、やっと大阪の市民でも此花区というものがわかってきたと思います。私たちの子供の時分は此花区いうたつてどこにあるんかいなど。西淀川区だって淀川の横やから淀川区やろうと。例えば港だったら湾岸に近いから港区やろうということわかりますけどね。此花区なんて本当に

大阪の市民ほとんど知らなかったと思いますよ。特に中央とか東部のほうの人は知らなかったと思います。ですから、この参考資料としての前の5区に分けるという案ですね、白紙に戻していただいて、もう一遍川に沿った分け方ということを再考願いたいなと思います。この特別区案に対してね、私は賛成しますけれども、前の橋下さんがやったときは私反対しました。そういうことです。ぜひこれを取り入れていただいて、大阪のまちの発展ということを大事に考えていただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。

(松井大阪府知事)

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

これ白紙に戻ってます。5月17日に否決されましたから。要はあくまで参考なんです。だからこれがたたき台でも何でもありません。民主主義で否決されましたから。僅差といえども。これはだから一切ありません。今は。というわけで、区割りもないし名前も白紙のままです。ただ、人の往来という話なんですけど、これ区割りで線は入ってますけど、そこに関所ができたり税関できる訳でもないんで、この線でいってそこに壁ができる訳でもないんで、要はですね、行政のサービスをするエリアとしてだけです。別に人の往来は此花区と福島、西区、みんなそれは人の往来は今までどおりですから、そこは誤解のないようにお願いをいたします。

(司会)

そしたらほかに。ご意見でも結構でございますので、よろしく申し上げます。

そしたら前列の女性の方。

(市民)

よろしく申し上げます。

総合区制度の区長の決め方についての質問なんですけれども、今の制度では市長だけが任命となってるんですけれども、総合区制度になったら、議会の同意を得て市長が選任と書いてあるんですけれども、議会の同意を得る判断基準みたいなのは何かあるんでしょうか。あと、議会の同意を得る数の割合とかというのは決まっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

(吉村大阪市長)

まず、議会の同意を得る総合区長の決め方や判断基準ということなんですけれども、これ何か一定の何かのレベルがあるとか、何か試験があるとか、そういうのはありません。例えばですけど、僕、市長がいて、副市長が3人います。副市長というのは特別職と言われてるんですけれども、一般の行政職と違って独立した形でやれと、一定の権限を持ってするというので副市長というのがあります。3人いるんですけれども。これは市長自身が副市長のポジションを見てどういった人が適任かというのをまず選びます。大事なものは、議会

の同意が要るんですね、副市長を選ぶのも。副知事も一緒です。議会の同意が要るので、議会にとっても理解が得られるような人。議会というのは、市長も選挙で選ばれた代表ですけど、議会というのは総体で見ると、全体で見ると議会も選挙で選ばれた代表ですから、それぞれ例えば大阪市の選挙で選ばれた市長と議会が承認して、いいよと言ってくれた人。だからこそ多くの権限が与えられるということなんですよね。そうじゃなかったら、市長の一方の人事権だけで発令するのと、やっぱり選挙で選ばれた議会も、わかりました、この人やったらいいですよというふうに言ってくれる人では権限の大きさが違ってきてるんですね。

数ですけど、これは過半数です。議会の同意は、基本的に議会は過半数ですので、議会の過半数の同意が必要になってくる。ですので、仮に僕が総合区長を選ぼうかとなれば、これは議会の同意を得られるような人を選ばないといけないなということがまず出発点になっていく。そのかわり、議会も同意する以上、一定の強い権限を与えることを前提に議会も慎重な判断をしないとけないということになるのかなというふうに思います。

(司会)

その他の方。

そしたら2ブロック目の。座っていただいて結構でございますので。

(市民)

まず質問しますけど、きょうのこの資料、今後全部、大阪市民に全部配るのかどうかね。それでなかったら、きょうの集会に参加した数百人しかこの資料もらってないから、中身が全然わからないから、今後大阪市民全員にこういう資料を配るのかどうか、それをまず質問します。

それから、意見は、前の大阪都構想で、一応選挙で負けて住民はこのままでいいということで選んだんですけど、今後総合区になっても特別区になっても大阪市としては残るんですか。前は大阪市を潰したらあかんということで反対意見で一応残ったんですけど、今後この総合区になっても大阪市何やら区という大阪市としては残るのかどうか、それをまず聞きたいんですよ。今回、維新の党が勝ったからまた大阪都構想を再提案をしようと思うんですけどね。これ公明党が提案したかと思うんですけど、総合区にしても特別区にしても結局、大阪市の借金が3兆円ぐらいあると思うんですけど、それが減るのかどうかね。それから税金が、この総合区になったために税金が増えて、住民のサービスがよくなるのか、そういう保障がどこにあるのかはつきりしないんですよ。だから今のままでも、結局企業がもうかって税金がふえて大阪市民の税金が増えたらいいけど、大阪市長も市会の議員も金をもうけることは余り考えてないと思うんですよ。金の使い方によって、総合区にしる特別区にしる、その使い道に対することを考えてもらってるけど、その一番いい例が、此花区にユニバーサルスタジオができて、此花区に年間1,000億円ぐらい収入があってもうかっていると思うんですけど、そのように今後舞洲とか夢洲にカジノを持ってきてもうけようというプランもあるし、万博もやるというし、そういう新しい仕事を増やして税金を増やすことを考えてもらったほうがいいと思うので、このような総合区にしる特別区にしる、住民にとっては大変な、住所変更等あって大迷惑の方式ですから、ぜひと

もそういうことは考え直して、今のままでやっぱり無駄のあるところだけをちゃんと減らすように検討してもらいたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。よろしくお願いします。

(吉村大阪市長)

まず、このパンフレットを今日いらっしゃった方以外に大阪市民の皆さん全体に配るんですかということですが、現時点でこれ皆さん、270万人、280万人の皆さんにお配りするというのは、そこまでは考えてません。もし法律上の住民投票するとなればまた別になると思うんですけれども。ただ、そのかわりコストも考えないといけませんからね。先ほどおっしゃったとおり税の使い方というのは、皆さんの税ですから。僕らは本当に税については厳しいと自分でも思ってます。それは大事なことやと思ってますので。まずはホームページで自由に見れるようにしていきたいと思えますし、もちろん区役所に来たりとか、いろいろ市会議員の皆さんもいらっしゃいますので、そういった事務所に行けばこういうのは当然取得できるようにしますけど、一戸一戸に戸別配布するということまでは、今の段階では考えてません。

それから、総合区になれば大阪市は残るんですかといえば、この説明にあったとおりです。大阪市は残ります。大阪市を残した上で、区にどれだけ総合区というのをつくって、権限を与え、強くして行って、いかに住民の皆さんの近いところで住民サービスを拡充できるのかというのをやっていこうというのが総合区の仕組みです。これは仕組みの差ですね。

それから、特別区になったり、あるいは総合区になっても大阪市の借金はどうなるかというんですけど、これは借金増える、減るというのは、制度によって増える、減るではありませんので。物を作るとなれば借金になりますし、無駄遣いをすれば借金も増えますし、それは無駄遣いをしないで財源を確保していこうというのは大阪市長であれば当然当たり前ですし、知事も当たり前ですし、仮に特別区で選挙で選ばれたら、それは特別区の区長も当たり前なことだと思います。そういった人を皆さんが選んでいくんだと思います。例えば、総合区にしても特別区にしても区の庁舎を新たにつくりましょとなれば、その分の借金は増えます。それは借金が增えることをよしとするのか、あるいは区役所が近くにできることを、住民サービスの広がること、いわゆる住民サービスが増えたとみるのか、そういうことになると思えますよ。例えば学校を作るにしてもそうじゃないですか。借金はふえます。でも、学校の住民サービスを提供するというのはなりますので。ですので、何か物をつくれば借金は増えるということになりますけど、ただ、今、全体的な大阪市の今の現状は借金は減っていったという現状ですし、僕は必ず借金を減らすという方針で進めていってます。

それから、USJ、新しい仕事増やすというのはもちろんそうです。今知事と一緒に、どうしたら税収をふやすことができるのか、経済活性することができるのか、雇用を増やすことができるのか。その税収が増えればそれを教育とか福祉とかそっち側に回していくこともできますのでね。そういった努力をするというのは当たり前というか、制度にかか

わらずこれは当然やっていくこと。ただ、その中で、今の大阪のさっき申し上げたような課題というのを考えれば、そういう税収をどうやって増やしていくこととか、住民サービスを広げていくというのは、今の制度を変えたほうがもっと広がるんじゃないんですかというのが僕らの問題意識ですし、そういったことも選挙で訴えてきてますし、そういったことが必要なんじゃないのかな。どちらの制度を選択するというわけじゃないんですけれども、今のままだから安泰だというのは、僕は現状認識としてちょっと違うんじゃないのかなというふうに。もちろん今の制度でよくするのはやってるんですけどね。今のままで全て安泰だというのは、僕はちょっと、よりよい制度を目指すべきじゃないのかなというふうに思っています。

(松井大阪府知事)

今の現状の中で、制度の話より、税収伸ばすためにもっと大阪に人集まる仕掛けやったらどうだという話だと思います。これはもう今吉村市長とやっています。1つあれなのは、今IRの話も出ました。夢洲、皆さんの税金で土地つくったわけですから、あれ使わないとね。7,000億ほど皆さんの税金かけてるわけですから、それを何とか使ってにぎわいをつくろうとしてますけど、これは皆さんIRの話が出てきたのをちょっと深く振り返っていただいたら、橋下市長と僕と、今吉村市長と僕だから今ここまで来てますけど、平松市長と橋下知事の間は、これは一切テーブルに上がりませんでした。というのは平松さんはもう何が何でも反対でした。だから、にぎわいのそういう仕掛けをつくるにも司令塔が2つでは方向性決められないということで、我々はそういう広域行政は一元化したほうが成長できるんじゃないんですかということを皆さん方に訴えております。

(司会)

そしたら、かなり手が挙がっておりますので、ご意見のある方、短めに、いろんな人に発言していただきたいので、端的によろしくお願いします。

そしたら紙を持って手を挙げてる方。

(市民)

さっきから聞いてますけど、この前の後ろの方の全員が合区になったら増えるんとかやうとかそんな心配されてますが、二重行政とかそんなやつがなくなれば、先ほども聞いてましたけど、東京に事務所おったら、1億円のやつが半分になったとか、そういうふうにして税も全ての面で私はよくなると思ってるんですよ。今まで、この前の選挙のときに、70万と69万とあって、たった1万の差で負けたんですが、それはもっと年寄りとか若い方に浸透して説明が行かなかったから負けたと私は思ってるんですよ。この5区の湾岸区とかこんなやつがありますけど、この湾岸区も余り評判よくなかったんですよ。此花区で綺麗な名前やったけど、湾岸区ってこんな難しい、手紙とかはがき出すにしても湾岸区と書きづらいですよ。それやったら東西南北で、真ん中に中央区があって、これのほうが簡単でわかりやすかったんとかやうかと。もう一遍こういう運動されたわけですから、それを確実に書くためにはもっと、早くいえば無投票みたいな感じの方らに説明するのが一番いいことで、ここに来ておられるような方は皆さんこれに興味があるから来とるわけ

ですよね。だから、ここに来てなくてもどっちでもええわと思う人がいっぱいいるわけやから、そういう人らをいかにこれに引き込むかと。それで、市議員ですけど、維新の会のおかげでちょっと人数も少なくなって、そういう税も大阪市に戻ったと思うんですよ。市長の給料とかそんなやつもカットしてそんなんするぐらいの人が、橋下さんの前の市長やったらそんなこととてもしませんよ。自分の自腹を切っても何とかしようかという、こういう運動しとるのに、行く行くはどうなるかと、これがよくなると思ってるからこれをやとるわけやから、やっぱり将来の子供のためとかお年寄りのためにはこれが実現したほうが私は絶対いいと思ってますので、まあ頑張ってください。

(司会)

そしたらまず皆様からご意見をいただきたいので、ちょっとこちらのほうの回答は、一番左端のパンフレット上げておられる方。

(市民)

新聞でちょっと見まして、今後の住民投票を特別区か総合区かというのでの住民投票、2018年に目指されてるといふふうに見たんですけども、まずこの特別区、総合区どうするかという住民投票が2018年にされようとしてるスケジュールを考えておられるのかというのを聞きたいのと、やはり合区するに当たって、総合区でも5区、11区、8区という案があったり、特別区も5区であったり7区であったり、その辺でさまざま区によっていろんな意見があると思うんですけども、どのような形で今後、どこどこを合区にして、どのような名前にされるのかというのをどういうふうに決めていくようなスケジュール、やり方というのをもう少し詳しく聞けたらと思ひまして質問いたします。

(吉村大阪市長)

特別区か総合区かの住民投票というのはおっしゃった時期に実現したいと思ってます。ただこれは、先ほどもちょっとあったんですけども、法定協議会というのができて、それから案をつくって、それで市議会、府議会で、じゃ、それで住民の皆さんに問いましようという手続を経ないといけませんので、僕らは任期ありますので、その任期の中で住民投票、総合区か特別区かの住民投票というのを平成30年の秋にぜひ実施したいというふうに考えてます。ただ、これはそういったスケジュールですので、そういった手続を踏んでいかないとできないということになります。

それから、例えば総合区のどういうふうにして決めていくんですかということですけど、まさにきょうのような会であったり、あるいはやっぱり従事するのは議会ですよ。議会というのは市民の皆さんの代表が集まっているのが議会ですから、僕もそうですけど議会もそうですから、議会の皆さんの意見というのは非常に僕は大事だと思ってますので、議会の皆さんの意見と、こうやって住民の皆さんと一人一人膝を突き合わせて聞く意見なんかも踏まえて、それから行政的に何がいいんだろうかというのは当然僕も考えた上で、行政のプロの職員と話ししながらそこは決めていきたいなというふうには思ってます。当然最後の平成30年に意見を聞くというときは総合区についても特別区についても皆さんにベストの案が示せるような、そんなことはやりたいなというふうには思ってます。

(司会)

次の方おられますか。そしたら前列4列目の方。

(市民)

余り法整備とかいうことはわからないんですけどね。今までやって、今度総合区か特別区という案が出てる中で、やっぱり1つに絞って住民に問いかけるというか。今までは18歳からの選挙権がなってきたし、もっと此花区だけじゃなくて大阪市か大阪府の全体で多くのこういう特別なものを決めるときには、僕は高校生ぐらいまで住民投票に参加してもらったらどうかということをやっぱり議会でも考えてもらいたいと思うんですよ。そうすれば、将来のある若い人たちが、こういう特別区になったり、もっと新たな教育問題とか、老後に関しても老人ホームとかいうことが今後どんどん拡大していくと思うので、そこをやっぱり全体の流れで意見を聞き、それを民間にどんどん反映できるような、府も市もそういう形で、選ばれた市議会議員も府議会議員も、もう少し、1億2,000万がどうなったら幸せになれるとかいうようなことをしっかり、大阪市だけじゃなくて大阪がやっぱりそういうものを確立できたら、北九州も横浜も愛知県もこの5年、10年間の間に、やっぱり大阪の住民が人口が減ったということは、愛知県とか神奈川県がやっぱりいい都市政策を考えているんじゃないかと思うので、そこをしっかりと府議会議員も市議会議員も党派を競り合うんじゃないくて、いいことはいいこととして今後しっかり議会で確認して、そういう大阪市か大阪府かわからないんですけど、法的なことは僕らは細かくは、こういう大きなことを決めるときにはやっぱり高校生ぐらい住民投票に参加できるような、区とか市とかいうことじゃなくて、大事なことを決めるんだからもう少し幅広く意見交換ができたらいんじゃないかと思うので、そのことを市長さんと知事さんに聞きたいと思うんです。よろしくお願いします。

(吉村大阪市長)

若い人にどんどん政治に参加してもらいたいのは、僕もまさにそのとおりです。選挙権どうするのかというのは、一定法律で決められてしまうところもありますんでね。18歳選挙権与えられましたんでね、18歳からいけるということにはなるんですけども、そこはやっぱり国会が基本的なスタンスになってくるのかな。この特別区設置するのは法律に基づいてやっていますので。でも、若い人がどんどん政治に興味持って、別に党派どこでもいいんですけど、興味持ってもらって、生活に関係しますんでね。無関心じゃないような。それは僕ら政治家の役割でもあると思うんですけど、そういったことは若い人が政治に興味持てるようにしっかりやっていきたいと思います。

(松井大阪府知事)

去年の5月17日は20歳以上でした。当時は18歳以上が選挙権じゃないんで。この参議院の選挙から18歳から選挙権与えられましたんで、次回もし法定協議会ができ、協議書が調った時点では、前回よりは若い人にも参加していただけます。18歳から。それ以下という法にちょっと抵触するところありますので、まずは18歳からということで若い人も興味

を持っていただけると思っています。

(司会)

そしたら真ん中の列ですかね。今お手を挙げてる方。

(市民)

すみません、よろしく申し上げます。

先ほどから特別区、特別区と言われてるんですけども、知事も去年の住民投票で特別区のことは否定されて白紙であるというふうに言われました。それでも市長はまた18年に住民投票を行うと言われたんですけど、去年の住民投票で私は反対に投票しました。そのときに、この住民投票は条例ではなくて法で決められたものであるから、この住民投票は最初で最後ですと言われて、1票でも上回ればその結果に従わなければならないと言われたんですけども、今回のこの説明会で特別区の話が出てくるというのは、何か法的に根拠があるのでしょうか。それともう一つ、大阪市を副首都と言われてるんですけども、何を以て副首都と言われるのかわからないんです。例えば国の機関である総務省とか経済産業省を大阪に呼ばなければ、大きな企業はまた大阪に戻ってこないのではないかと思います。どうというふうに考えておられますか。

(吉村大阪市長)

まず、5月17日に否決されまして、反対の方もしっかりこの制度のことを、大阪の将来のことを考えて投じていただいたと僕は思っています。5月17日否決、0.8ポイント差での否決ですから、その段階でその案については終了ということになってます。大事なのは、これ、じゃ、どういう仕組みに基づいて行われたかということ、大都市法という法律に基づいて手続を経て住民投票までしたということなんですよね。大都市法という法律は今もあります。法律が消滅したらやることはできないです。法律はある。その中で、僕と知事が選挙に出るときにどういうことを訴えていくのかということで、僕と知事が言ったのは、もう一度特別区の住民投票というのをさせてほしいというのは公約に掲げて、それから全部の……

(市民)

じゃ、その公約が法的に決められてることですか。

(松井大阪府知事)

法的には決められてません。

(吉村大阪市長)

法的に決められてないので、ですのでこの特別区というのをもう一回やるとなれば法定協議会というのを以て、それからそれぞれの議会の同意がないとできないということになりますね。

(市民)

去年の住民投票で私たち市民は否決したんですよ。

(司会)

とりあえず、ご静粛をお願いします。

(吉村大阪市長)

だから法律で決まってないですけども、大都市法という法律が今もあるので、それに基づいて新しい特別区案を僕らはつくっていききたいというふうに言ってるんです。それは法律で禁止されてるわけではないので、それを今後手続を踏んでやっていききたいと言ってる。

(司会)

時間限られておりますので、次の方でご発言、ご意見あられる方。
そしたら真ん中の帽子かぶってる……

(吉村大阪市長)

副首都について、今副首都推進本部という会議体で、今現在、中間取りまとめしてるんですけど、副首都の意義とか役割とか制度とか機能というのを今議論してる最中です。だからそれをどんどん出していきたいなというふうに思います。市民の皆さんにわかっているように丁寧に説明していきたいと思います。

(司会)

すみません、次の方、今帽子かぶっておられる。

(市民)

よろしくお願いします。

先ほどからいろいろ聞かせていただいてたんですが、まず総合区の場合の区長の決め方のことでちょっとお伺いしたいんですが、総合区の場合には市長さんが決めて、それを議会の承認を得てということだったんですけども、何か今ほかのことであれなんですけど、東京なんかでも小池知事が若狭さんを副知事にしたくても議会が邪魔しそうとかそういう話をするじゃないですか。そういう感じのことが出てきて、いつの間にかわからない人がわからないところで決まってしまったというのは私としてはとても嫌なので、私はできれば特別区になって、自分たちの手で区議会議員も区長も選べるという方法になればいいなと思うんですね。それで、先ほどのどうしてもう一度住民投票やるんですかという話なんですけれども、先ほどもおっしゃったように、その後でダブル選があったときに、私たちが吉村市長と松井知事を選んだというのがその答えだと思うので、私たちの夢というのもそこにみんな託されてるんだということをやっぱり考えていただきたいというふうに思います。

(司会)

今回あくまでも総合区と特別区の制度のご説明ということで冒頭お話ししましたけれども、どちらのほうがいいとかいうご判断を今この場でいただくことはないので、それだけちょっと申し添えさせていただきます。

ほかにご意見のある方。そしたら、一番右側の真ん中の方。

(市民)

総合区案について、特別区案もそうですけども、どちらとも今の行政区をなくして合区することが前提になってますけども、合区になると区役所はなくなって……。支所ができるんですね。なくならへんわとやじが飛んでますけど。支所ができて、役割というのは総合区役所と支所のほうに分けられまして、また名前や住所変更も問題になりますよね。去年言いましたけど、さんざん。昔、大淀区と北区が合区するときに18年かかったと聞いてますけれども、それを、そういういろんな問題がある中で、今回任期のために4年足らずで決めてしまいたいと言ってることはどうかなと思います。意見として。昔、大淀区と北区が合区して、今の北区がどうかというと、昔、大淀区に住んでたほうから今の北区の区役所に行くのにバスが少なくなっていて困ってるという声を聞いてます。こういう支所と総合区の区役所の観点で、旧行政区から新しい区役所に行くときに交通不便ができるんじゃないかなという心配。あと、今、市の局が行ってる仕事が総合区においてくると。それで職員の数はなるべく増やしたくないので、今の行政区役所から総合区役所に人を引き揚げると思うんですけれども、そうなったときに今の行政区役所にある支所の人数が減って、窓口業務とか地域の目とかそういう役割が減ってくるんじゃないかなという心配がありますので、意見を伺いたいです。

もう一つ、今の区にある制度を活用するという観点、住民自治の観点から質問がありまして、さっき区政会議、予算が少ないとかいう話ありましたがけれども、今ある行政区の区政会議を地方自治法に基づいた地域協議会にしたら市長に対して発言ができる。市長はその地域協議会の話聞いて、やるならやる、やらないならちゃんと説明するというのをやらないといけないと法律に書いてるそうですけども、そういう今の区政会議を格上げする、行政区の中ですることとはできないのかということと、もう一つ、予算が少ないという話で、合区を行うとか総合区にしたときに、自分たちの何でも決められる、サービスがよくなるという話でしたけれども、結局今の予算の枠組みの中でどれだけサービスがよくなるのかという話と、もう一つ、今の……

(司会)

お時間ありませんので、端的にお願いしたいと思います。

(市民)

じゃ、もうこれだけにします。此花区とかだったら特に貧乏とか、よそもそうですけれども、そうなったときに特別区、総合区で分けられたら財源の保障がなくなるんじゃないかと心配です。

すみません。

(司会)

ありがとうございます。ほかにご意見。もうお時間もそろそろですので。

はい、真ん中の。

(市民)

私も62年住んでます。難しいことはわかりません。私も此花で仕事してますので。専門職です。ここで維新のトップがおられますのでお願いがあるんです。できたら、私、住民投票はしてほしいんです。なぜかという、私の友達とかでまともに言い合いするとやっぱりけんかになります。仲違いしてしまうんですね、うちの町内でも何でもね。これは非常にマイナスになるんです。仲のいい人と仲悪くなるんです。まじめに話しすればするほど。これは政治家として何とか根回しとかいろんなことで、それやったらしゃあないとか……

(司会)

すみません、政治的な発言は、そこはご了承ください。

(市民)

すみません。うまいこと行政と政治家が回して決めていただくと非常にありがたいんです。お願いします。

(司会)

ご意見として承っておきます。

そしたら、そろそろお時間なので、最後の一人で。

そしたら今挙げておられた女性の方、お願いいたします。

(市民)

すみません、質問ですので早くから手を挙げてたんですけどなかなか当たらなくて。

私、住民自治の拡充というのは非常にいいなというふうに思うんですけども、ちょっとわからないから聞きたいんですけども、総合区、今24行政区そのまま総合区というのを導入して、それぞれ24行政区を本当に権限を持たず、区長にも権限を持たずというようなことは可能じゃないんですか。はなからその部分は入れてらっしゃらなくて、合区ということで今日は説明をされていたんですけどもね。合区しなくてもそれは導入はできないものなのかというのが1つと、先ほど、今ある区役所は支所だというふうにおっしゃってましたけれども、支所になると権限は全くないところで、住民にとれば、やっぱり合区をすれば自分の声がどれだけ届くのかというのが住民の自治の拡充なのに、余計届きにくくなるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

(吉村大阪市長)

まず、24行政区を総合区にできないんですか、このままで総合区にできないんですかということのご質問ですけれども、法律の制度上はやろうと思えばできます。ただ、そのときにどれだけの権限を与えて、権限を与えれば与えるほど人も要りますのでね。そうすると、事務を与えないと住民サービス近くなってこないですから、そうするとコストがかかってくると思います。そのバランスをどうしますかというので、僕らは一定合区する必要はあるだろうという提案をしています。それが今回の16ページを見ていただいたら、大体人がどれくらい要るんですかというのが書いてるんですけれども、それぞれの区数、一定合区して権限を与えて、それで余りにも人が多くなるとについては、ちょっとこれは現実的じゃないですよねというような表も16ページにありますので、それを24区で、しかも権限を与えらば、非常にそこがコストがかかってくることにはなるかなと思います。ただ、じゃ、法制度上できないんですかと言われれば、それは仕組みはできると。要はコストの兼ね合いということにはなるのかなというふうには思います。

それからもう一つ、支所になっても結局窓口業務をすれば、支所でどこまでするのかというのを決めればいいということになりますので、窓口業務をすれば遠くなるということは一切ないのかなというふうに思っています。総合区で支所もなくして総合区1つだけにするという判断をもしするのであれば、またそれは別になってくるとは思いますけど、窓口業務が減るということはないのかな。結局今区役所でやってるのは窓口業務やってますけども、いろんな政策の立案とかどうするかというのは皆さん今此花区役所があるから区役所で全部やってると思われるかもしれませんが、違いますのでね。実態は中之島で僕が机の上でやってますから。この市長一人でやってるという体制をできるだけ総合区の区長に判断してもらえるように、あるいは特別区の区長に判断してもらえるようにしたほうが皆さんに身近になるんじゃないのかなというのが僕らの考え方です。

(司会)

ありがとうございました。

そういたしましたら、時間に限りがございますこと申しわけございませんが、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、終了にあたりましてお願いとお知らせを申し上げます。この説明会は、今後行うほかの説明会も同じなんですけれども、インターネット中継、動画配信行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用いただければと存じます。

それと、お配りした意見用紙なんですけれども、会場出口付近で回収いたします。後日区役所窓口でもお預かりいたしますので、ぜひご意見やご感想を記入いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了させていただきます。貴重なお時間いただきましてまことにありがとうございました。

お忘れ物のないように、今一度、身のまわりのところをご確認いただくようお願いいたします。ありがとうございました。